

東京ゼロ災害運動実施要綱

東京労働局

1 趣旨

東京労働局においては平成 20 年度からの 5 年間を期間とする第 11 次東京労働局労働災害防止計画(以下「11 次防計画」といいます。)を策定し、死亡災害を 20% 以上、死傷災害を 15% 以上減少させることを目標に、事業場の安全衛生管理体制の整備、リスクアセスメントの普及定着、アスベスト対策、腰痛等の職業性疾病予防対策の推進等を重点事項として取り組んできました。

また、政府においても「新成長戦略」(平成 22 年閣議決定)の中で、10 年間に労働災害を 30% 減少させることを目標として定めています。

しかし、労働災害の発生状況をみると長期的には減少傾向にあるものの、平成 22 年、23 年と死傷災害が連続して増加し、11 次防計画の最終年度である平成 24 年度を迎え、目標の達成が極めて危惧される状況にあります。

労働災害の増加に歯止めをかけ、災害減少に転換を図るためには、事業場の経営幹部をはじめ労使関係者・関係団体及び行政が一丸となり、強い決意を持って災害防止対策に取り組むことが今こそ必要です。

事業者による働く人の安全と健康の確保の取組は、人材を育て、家族の安心をもたらし、企業の活性化を促す「元気」の原動力にもなります。

東京労働局は、労働災害防止に向けた大きな流れを作り、災害を着実に減少させるため、「東京ゼロ災害運動」を立ち上げ、集中的な取組を実施するとともに、事業者及び関係業界団体による安全衛生活動への取組を促進することとします。

2 目的

- (1) 各事業場における「労働災害ゼロ」に向けて災害防止活動を活性化させること。
- (2) 都内の労働災害増加に歯止めをかけ、11 次防計画の目標に向けて災害を減少させること。

(参考) 災害減少目標: 11 次防計画最終年の平成 24 年の災害件数を平成 19 年に比べて、死亡災害を 20% 以上、死傷災害を 15% 以上の減少をさせる。

3 取組期間

平成 24 年 1 月より平成 24 年 12 月まで

4 名称等

取組の名称を「東京ゼロ災害運動」とし、スローガンを次のとおりとします。

「働く人、企業、家族の元気づくり～東京ゼロ災害」

5 重点業種

都内で労働災害が多発している以下の業種を重点業種とします。

建築工事業

道路貨物運送業

第三次産業（特に、小売業、飲食店、社会福祉施設、ビルメンテナンス業）

6 実施事項

(1) 災害多発業種、多発企業本社等の事業場に対する監督指導・個別指導等を集中的に実施します。

(2) 事業者、現場管理者、労働者等による広範な安全衛生活動への参加を促進します。

災害防止を呼びかける東京労働局幹部による安全衛生パトロールの実施のほか、関係団体と連携して、事業場の経営幹部等を対象とした災害防止セミナー、講習会等を開催します。

事業者、現場管理者、労働者等による「安全宣言」活動を呼びかけ、推進します。

事業主と労働者に災害防止を呼びかけるリーフレットを作成し、災害防止団体、関係業界団体、各地区労働基準協会、地域団体等と連携して広範に配布します。

厚生労働省の「あんぜんプロジェクト」への参加呼びかけを行います。

(3) 労働災害事例のほか、事業場の安全衛生管理、災害防止のための好事例情報等を収集し、対策の水平展開のため事例紹介、公開を進めます。

(4) 「7月1日国民安全の日」及び「全国安全週間」などの機会を捉え関係機関とも連携を図りながら、国民一人ひとりが安全意識を高め、労働災害防止のほか、交通災害防止、火災防止等を呼びかける広範な運動を目指します。

7 災害防止重点対策事項について

(1) 各業種共通事項

安全・衛生管理者等の選任による安全衛生管理体制の整備・確立

4S活動の推進、安全巡視励行による危険個所の排除

災害を予防するリスクアセスメントの実施

雇入れ時、作業内容変更時の安全衛生教育の実施

高齢労働者に配慮した災害防止対策

定期健康診断の100%受診、適切な事後措置の実施

(2) 建築工事業

元方事業者による統括管理の徹底

転落・墜落災害を防止するための適正な足場の設置と「より安全な足場」の設置の推進

脚立、はしご等の正しい使用方法の周知・徹底

建物解体作業等における墜落、はさまれ災害の防止、アスベストばく露防止

(3) 道路貨物運送業

荷役作業時におけるトラック荷台等からの転落・墜落災害の防止

適正な労働時間の管理と交通労働災害の防止

重量物取扱い作業等による腰痛災害の防止

荷主と運送事業者の連携・協議による災害防止対策の推進

(4) 小売業

4 S 活動の推進等による転倒・転落災害の防止

腰痛災害の防止

高年齢労働者に配慮した災害防止対策

(5) 飲食店

通路、作業場における転倒災害の防止

包丁等による切れ災害の防止

食品加工用機械による切れこすれ、はさまれ巻き込まれ災害の防止

調理中や器具の取扱いによる火傷の防止

換気不足による一酸化炭素中毒の防止

(6) 社会福祉施設

介護作業における動作の反動・無理な動作等による腰痛の予防

移動、介護、荷の運搬中の転倒災害の防止

階段等からの転落災害の防止

高年齢労働者に配慮した災害防止対策

(7) ビルメンテナンス業

清掃作業、移動作業中の転倒災害の防止

脚立やはしごの使用時、階段、外壁清掃作業での墜落・転落災害の防止

高年齢労働者に配慮した災害防止対策